

特定非営利活動法人 土湯温泉観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人土湯温泉観光協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市土湯温泉町字下ノ町2番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、土湯温泉の自然豊かな環境のもと、古くからの湯治場としての歴史と文化を維持保全することと、国立公園内という特殊な事情のもと、残されている自然・生態・景観・歴史・文化的遺産を保全し、また、幅広い人々との交流する機会を企画・開催して、土湯温泉を訪れる多くの人々に感動を与え、自然豊かで古くからの多くの伝統及び建築物等が多く残る土湯温泉町を後生まで守り伝え、地域の特性を生かした観光とまちづくりによる地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 経済活動の活性化を図る活動
 - (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (6) 観光の振興を図る活動
 - (7) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (8) 法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動
 - (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業とし次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① まちづくりに関する、情報発信、提言、イベント等の企画開催に関する事業
 - ② まちづくりに関する他団体、行政、企業等との活動提携及び事業支援による地域活性化事業
 - ③ 美しい景観づくりの推進をすすめ、豊かな自然を生かしたまちづくり事業
 - ④ 土湯温泉近郊の自然環境・歴史遺産・伝統文化の保護・啓発及び調査研究等の事業
 - ⑤ 地域の特産品の普及拡大を図る為に、地域の生産者等と事業連係を図り、地域の特産品を開発・宣伝し地域の活性化を図る事業
 - ⑥ 土湯温泉町の農地を賃貸借し、農産物の生産、加工、販売及び農作業の受託に関する

事業

- ⑦ 観光全般の情報収集及び宣伝活動事業
- ⑧ 土湯温泉町への定住、移住の促進支援と空き家活用によるまちづくり事業
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 軽食・喫茶類の一般飲食物（菓子・ジュース類）玩具等の販売事業
- ② 事務委託事業
- ③ 旅行業法にもとづく旅行業
- ④ 住宅宿泊事業法にもとづく民泊業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を主体的に推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を応援する個人及び団体
(入会)

第7条 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者
- (2) 個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること。
- (3) 本会を営利目的に利用しないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的組織に属さない者

2 本法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

3 会長は、入会申込書を提出した者(以下「申込者」という。)が第3条の目的に賛同する者で、第4条および第5条の活動および事業に協力できる者であると認められるときは理事会の承認を経て入会を承諾し、その旨を申込者に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年分の会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以下

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長、1人を専務理事とする。

3 理事のうち、1人の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員には、それぞれの役員の配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の支障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印

しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金(その他事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 事業を詳細にわたって推進するための部会・委員会等の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したも

のとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5)社員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会にて決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によってホームページによる公告をすることができない場合や法に定める公告事項が発生した場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、法人設立後1年以内の入会については、入会金を免除するものとする。

正会員(個人及び団体)

入会金 6,000円 年会費 1口 6,000円

準会員(個人及び団体)

入会金 3,000円 年会費 1口 3,000円

- 6 第5条の(2)の③は、定款変更認証された日(平成22年9月1日)から適用する。

- 7 第4条の(6)(7)(8)、第5条の第1項(1)の⑥、第2項、第23条の(4)、第32条の(3)、第44条、第48条、第51条の(1)から(10)、第52条の(5)、第53条は、定款変更認証された日(平成24年9月11日)から適用する。
- 8 第1条、第5条⑦⑧⑨、第5条(2)の④、第6条(2)、第7条の2、3、第10条、第13条(1)(2)、2、3、第4条の2、第19条の3、第20条の2、第25条及び2、第26条、第33条(1)、第34条及び2、第35条、第41条、第44条、第45条、第48条、第55条、第56条は、定款変更認証された日(平成30年10月1日)から適用する。
- 9 第2条は、令和元年5月24日から適用する。

土湯温泉

特定非営利活動法人 土湯温泉観光協会

基本理念

- 一 土湯とは、悠久にして世界一の楽土なり。
- 一 観光とは、歓幸にして感動と感謝なり。
- 一 協会とは、人にして異体同心の団結なり。

特定非営利活動法人 土湯温泉観光協会 役員名簿

(令和元年10月1日現在)

氏名	役職	担当	兼職(主たる)
加藤 貴之	会長		社会福祉法人多宝会 理事長
阿部 国敏	副会長	湯愛舞台事業部統括	土湯伝統こけし工人組合 組合長
佐久間 輝	副会長	観光地域づくり事業部統括	土湯温泉旅館事業協同組合 理事長
森山 雅代	副会長	環境まちづくり事業部統括	株式会社 森山 代表取締役社長
佐久間 智啓	専務理事		株式会社 向滝旅館 代表取締役社長
池田 和也	常務理事	本部事務局・湯楽座事業部統括	
栗田 かおる	理事	町内会担当	かおる美容室 事業主
渡邊 いづみ	理事	土湯温泉旅館事業協同組合連携担当	土湯温泉女将美湯の会 会長
幕田 文夫	理事	ヒメサユリ事業担当	幕田農園 事業主
渡邊 樹璃案	理事	湯愛舞台事業部担当部長	山根屋旅館
渡邊 利生	理事	観光地域づくり事業部担当部長	株式会社 山水荘
今泉 強	理事	道の駅つちゆ事業部担当部長	株式会社 はるみや旅館 代表取締役社長
相模 崇寿	理事	土湯峠事業担当	株式会社 野地温泉ホテル
相模 龍太郎	理事	土湯峠事業担当	株式会社 相模屋旅館
曳地 栄子	理事	町内会担当	土湯婦人会 会長
佐藤 一弘	監事		アサヒ写真館 事業主
西山 敏彦	監事		土湯こけし工人西屋 事業主

土湯温泉の組織概要

令和元年10月1日現在

特定非営利活動法人 土湯温泉観光協会(平成16年10月8日法人登記)

↑事業連携↓

会員 NPO活動に賛同する法人、個人 正会員(41名)
NPO活動に賛同する法人賛助会員(65名)

職員 正職員19名(福島県通訳案内士1名含む) 嘱託2名・臨時4名

事業概要 (非営利) まちづくり活動(行政機関との協働によるまちづくり)
自然保護・環境維持活動(草木植栽、生物飼育、清掃など)
地域振興活動(各種イベント等の開催や空き店舗対策など)
情報発信のため広報活動
観光施設の充実と観光資源の開発
福島市土湯休憩施設指定管理業務(道の駅つちゆ)
福島県産品販売(つちゆロードパーク)
福島市観光交流センター・まちおこしセンター委託業務(湯愛舞台・湯楽座)

(収益) 2団業務受託業務(温泉組合・旅館組合)
軽食、喫茶経営(つちゆロードパーク)
第二種旅行業
旅館送客斡旋

↑事務・業務委託

土湯温泉旅館事業協同組合(平成元年8月法人設立)

↑事業連携↓

構成員 土湯温泉町で旅館業等を営む事業所 (17名・18施設組合員)

職員 出向職員1名(労働保険事務組合運営のため)

事業概要 組合員の福利厚生
組合員の事業に関する改善・向上・教育・情報提供

湯遊つちゆ温泉協同組合(平成9年3月法人設立)

↑事業連携↓

↑事業連携↓

↑事業連携↓

出資↓

出資↓

構成員 共同管理する源泉からの温泉を利用する事業所および個人事業主
(組合員19名 員外組合員15名)

事業概要 温泉製造、供給、販売
温泉関連商品(温泉ミスト・フェイスマスク)の販売
源泉および附帯施設の共同管理
温泉利用に関する調査研究
組合員のための共同宣伝
組合員の事業に関する改善・向上・教育・情報提供
組合員の福利厚生

株式会社 元気アップつちゆ(平成24年10月1日法人設立)

資本金 2,000万円
株主 湯遊つちゆ温泉協同組合(90%)
NPO法人土湯温泉観光まちづくり協議会(10%)
職員 職員17名(嘱託・臨時含む)
事業概要

電気事業法に基づく発電、売電及び蓄電に関する事業
入浴施設、宿泊施設、食堂、飲食店、喫茶店の経営
観光用土産物の企画、製造、販売及びこれらの斡旋
菓子、パン、弁当、惣菜調理食品の製造、加工及び販売
広告及び宣伝に関する事業、こんにやく製造販売等々
エビ養殖事業、エビ釣り堀業

貸借対照表

NPO法人土湯温泉観光協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成31年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		買掛金	3,743,364
現金	1,042,263	未払金	5,982,647
福島信用金庫0211723	2,831,330	未払費用	1,561,989
福島信用金庫0211731	3,414,139	前受金	10,003,460
郵便局104588	756,019	預り金	625,259
福島信用金庫0211715	3,331,095	未払法人税等	2,694,300
定期 福島信金	30,000,000	未払消費税	3,314,100
現金・預金計	41,374,846	流動負債計	27,925,119
(売上債権)		負債合計	27,925,119
売掛金	203,712	正味財産の部	
未収会費	348,950	【正味財産】	
売上債権計	552,662	前期繰越正味財産額	44,407,233
(有価証券)		当期正味財産増減額	8,041,982
有価証券	250,000	正味財産計	52,449,215
有価証券計	250,000	正味財産合計	52,449,215
(棚卸資産)			
棚卸資産	2,100,411		
貯蔵品	511,063		
棚卸資産計	2,611,474		
(その他流動資産)			
未収金	5,997,352		
立替金	439,513		
仮払金	3,350,291		
その他流動資産計	9,787,156		
流動資産合計	54,576,138		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
土地	10,000,000		
建物	3,535,448		
建物附属設備	391,318		
構築物	7,272,357		
機械及び装置	31,020		
什器備品	318,053		
有形固定資産計	21,548,196		
(投資その他の資産)			
出資金	2,050,000		
保証金	2,200,000		
投資その他の資産計	4,250,000		
固定資産合計	25,798,196		
資産合計	80,374,334	負債及び正味財産合計	80,374,334